



自然公園等整備事業の概要

自然との共生をめざして



P03

自然公園等整備事業の概要

自然公園等整備事業の概要

P04~09

環境省が直轄事業として整備

環境省の直轄事業

P10~13

地方公共団体が交付金事業として整備

地方公共団体の交付金事業

P14~15

自然公園等制度の変遷

自然公園等制度の変遷

自然公園等整備事業とは

日本は南北に長く、海洋に囲まれ、複雑な地形と顕著な四季の変化を反映して、美しい自然風景とともに、多様な生態系を有しています。

このような優れた自然の風景地を保護するとともに、

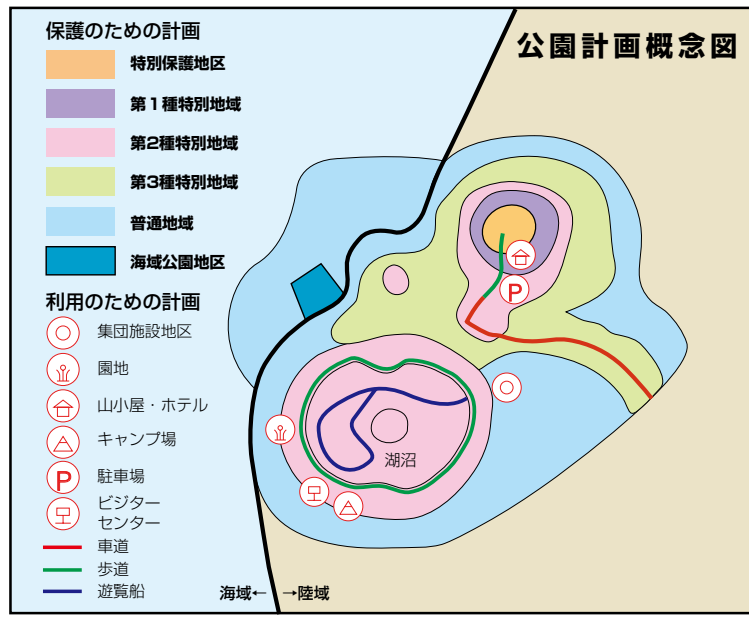
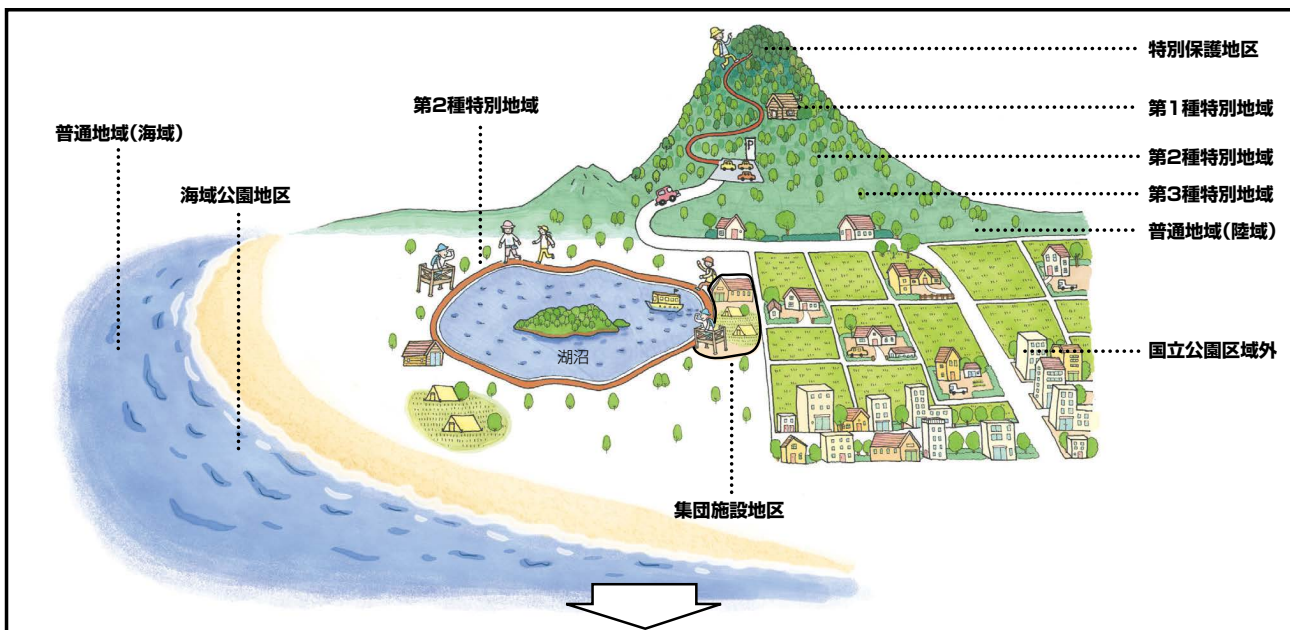
その適正な利用を図るため国立公園・国定公園等が指定されています。

自然とのふれあいを求めて訪れた人々が、自然に学び、自然を安全かつ快適に体験できるよう、

環境省では公園利用に必要な施設の整備や、自然環境保全のための施設の整備を行っています。

公園計画

国立公園ごとに定めた公園計画に従って、自然の保護と利用を進めています。



公園計画の考え方

土地の自然の状態や使われ方によって、特別保護地区、第1種から第3種までの特別地域、普通地域に分けます。規制は特別保護地区が最も厳しく、普通地域になるに従って緩やかになっています。

また、それぞれの公園の自然保護と利用のバランスを考えて、計画的に施設の整備を行なうために公園ごとに山小屋や登山道やビジターセンターの配置を考えます。

国立公園の地種区分

(令和6年3月末現在)

特別保護地区	292,338ha
第1種特別地域	291,764ha
特別地域	
第2種特別地域	517,058ha
第3種特別地域	518,870ha
普通地域	575,808ha
総面積 (陸域のみ) 2,195,837ha	

■自然公園法 第1条

この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

自然公園等整備事業の概要

自然公園等整備事業は、国立公園、国定公園、長距離自然歩道、国指定鳥獣保護区、国民公園等において、「自然と共生する社会」を実現するため、自然環境の保全や自然生態系の再生を図るとともに、安全で快適な利用を推進するための施設等の整備を行う事業です。

国立公園において環境省が行う直轄事業

我が国を代表する自然風景地を保護するとともに、その適正な利用を図るため、国立公園の保護及び利用上重要な次の事業について、重点的に整備を行います。

1 風致を維持する必要性が高い地域における公園事業

特別保護地区、第1種特別地域及び海域公園地区で行われる事業
(これらの地域に到達する歩道等、密接に関係する周辺地域の事業を含む)

2 集団施設地区に係る公園事業

ビジターセンター、トイレ、駐車場等の集団施設地区に係る事業 (案内標識等、密接に関係する周辺地域の事業を含む)

3 その他、特別に保護する必要がある地域、動植物に係る公園事業等

長距離自然歩道、自然再生事業、絶滅危惧種、天然記念物等貴重な動植物の保護増殖のために必要な植生復元施設及び動物繁殖施設、生態系維持回復事業、多数の利用者への対応として特に整備が必要な歩道、園地、国立公園へのアクセスルートにおける誘導案内等の整備

国指定鳥獣保護区、国民公園等において環境省が行う直轄事業

→詳細は、P6 を参照

国立公園、国定公園等における交付金事業

→詳細は、P10～11 を参照

●国立公園等施設利用環境整備事業（長寿命化対策）（平成 29 年度～）

政府の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、多くの来訪者が安全に安心して国立公園等の各種施設を利用できる環境を整備し、公園全体のインフラ機能を将来にわたって発揮し続けるため、公園施設の計画的・効率的な維持管理・更新等を進めています。

●各区域と整備主体（事業メニュー）の関係

区域	整備主体		都道府県 (交付金事業)		市町村 (交付金事業)	
	環境省 (直轄事業)	長寿命化		長寿命化		長寿命化
国立公園	○	○	○※1	○※2	○※1	○※2
国定公園	—	—	○※1	—	○※1	—
長距離自然歩道	○※3	○※3	○	—	○	—
国指定鳥獣保護区	○	○	○※4	—	—	—
国民公園等	○	○	—	—	—	—

※1 国立公園区域内または国定公園区域内の長距離自然歩道も交付金事業の対象

※2 令和3年度以降は個別施設計画の策定については対象外

※3 国立公園内のみ事業の対象

※4 平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生施設の整備事業のみ事業の対象

環境省が直轄事業として整備

国立公園において環境省が行う直轄事業

自然公園等事業

自然ふれあい施設の整備

事業目的

国立公園の優れた自然風景地等を保護するとともに、自然とのふれあいの場を提供するための利用施設の整備を実施します。

事業内容

- 自然への影響を軽減して自然景観地を利用する施設（園地、登山道、トイレ等）
- 国立公園の利用や自然に関する情報を提供する施設（ビジターセンター、案内板等）

整備イメージ

園地及び案内板の整備



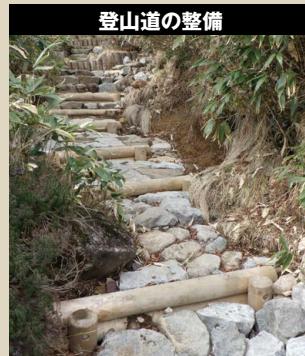
木道の整備



ビジターセンター等の整備



登山道の整備



自然再生事業

事業目的

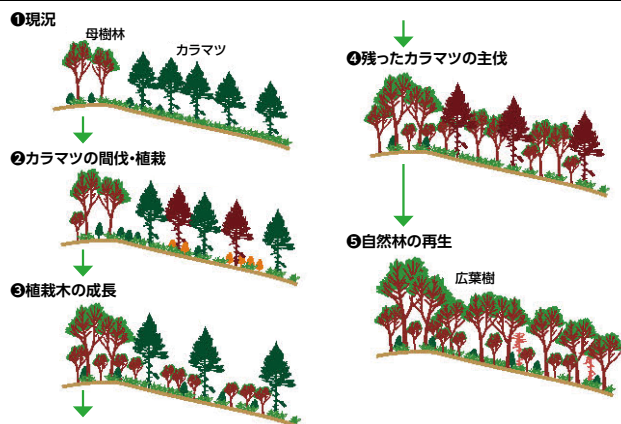
国立公園において、自然生態系が消失、変容した箇所の自然環境の再生、修復を行います。

事業内容

- 湿原、草原、森林、サンゴ礁等の再生
- 外来種対策等

整備イメージ

釧路湿原国立公園（達古武地区での自然林再生）



国立公園満喫プロジェクト整備事業

事業目的

国立公園満喫プロジェクトでは、日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現することなどを目指しており、これに必要な国立公園整備を実施します。

事業内容

- ユニバーサルデザイン化対応
- 利用者目線でのビジターセンター等の再整備
- 景観・自然に配慮した展望地、自然歩道等の整備
- 国立公園への誘導案内の整備

整備イメージ

広場再整備による景観改善
(十和田八幡平国立公園)



民間カフェを導入した展望休憩所の整備
(伊勢志摩国立公園)



公園の魅力を伝えるためのビジターセンターの改修
(阿蘇くじゅう国立公園)



ビューポイントの上質な受入環境整備
(慶良間諸島国立公園)



生態系維持回復事業

事業目的

近年、深刻化しているシカの食害や外来生物の侵入等に対して、予防的かつ総合的な対策を順応的に講じるため、生態系維持回復事業により、防鹿柵等、生態系の維持回復を図るための施設整備を重点的に実施します。

事業内容

- 植生防護柵等の植生保全のための施設整備
- 大型仕切り柵や囲い罾等の捕獲のための施設整備
- 注意喚起標識等の普及啓発の施設整備

整備イメージ

シカによる荒廃(食害)を防止するために防鹿柵を整備



国指定鳥獣保護区において環境省が行う直轄事業

事業目的

鳥獣の生息環境が変化している国指定鳥獣保護区において、鳥獣の生息地の保護を図るための保全事業を実施します。

事業内容

- 湖沼等の水質を改善するための施設の整備
- 鳥獣の生息地の保護のための侵入防止柵等の整備
- 鳥獣の繁殖施設、採餌施設、休息施設等の整備

整備イメージ



干潟の造成



植生マットの設置

国民公園等において環境省が行う直轄事業

皇居外苑（北の丸公園を含む）、新宿御苑、京都御苑の各国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑において、施設の整備を実施します。

皇居外苑

クロマツの点在する大芝生広場と江戸城の佇まいを残す濠や城門等の歴史的建造物が調和した皇居外苑地区、森林公園として整備された北の丸地区からなる公園です。



新宿御苑

整形形式庭園、風景式庭園、日本庭園等で構成され、四季折々の風情と豊かな自然にふれあうことができる「都会のオアシス」と呼ばれるにふさわしい庭園です。



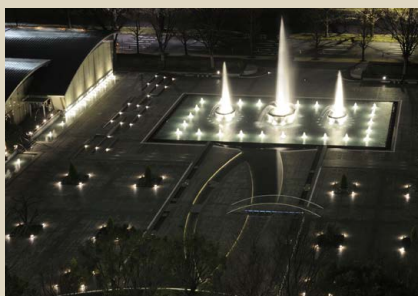
京都御苑

古都京都の中心部に位置し、京都御所や京都迎賓館等を囲む由緒ある景観を維持する庭園として、広く散策や休息の場として親しまれている公園です。



千鳥ヶ淵戦没者墓苑

先の大戦の海外における戦没軍人及び一般邦人のご遺骨を納めた「無名戦没者の墓」として創建され、樹木がうっそうと茂る静かで荘厳な公園です。



自然公園施設に関する防災・減災対策 (令和3年度～令和7年度)

事業目的

近年の気候変動による災害激甚化を踏まえ、政府全体の取組である「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実施に伴い、全国の自然公園事業等の施設を対象に国土強靱化対策を進めるため、人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設について、再整備を実施します。

事業内容

- 防災・減災、国土強靱化のための施設整備（自然災害時に、人命に危険を及ぼす恐れがある施設。利用者の緊急退避所となりうる施設のうち対策が必要な施設。国土の荒廃につながる危険性のある施設。）

整備イメージ



国立公園等施設利用環境整備事業 (長寿命化対策)

事業目的

国立公園等を単位として策定した長寿命化計画に即して、自然公園等施設について長寿命化を主目的とした改修等を実施します。

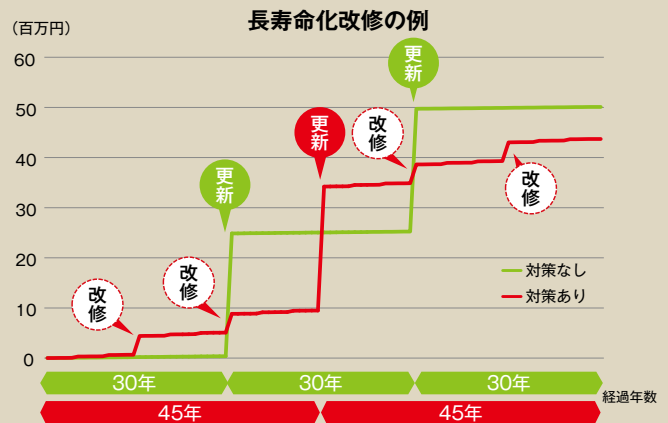
事業内容

- 劣化や損傷の防止を図るための施設改修等

対象施設

- 自然公園法施行令第4条に示す建築物や工作物

国立公園等の施設



長寿命化改修を行うことにより、トータルコストの縮減につながる。

環境省の直轄事業の実施地域

国立公園 34公園 面積:ha(陸域のみ)

日本を代表する自然の風景地を環境大臣が指定

利尻礼文サロベツ	24,512	北海道
知床	38,954	北海道
阿寒摩周	91,413	北海道
釧路湿原	28,788	北海道
大雪山	226,764	北海道
支笏洞爺	99,473	北海道
十和田八幡平	85,534	青森・岩手・秋田
三陸復興	28,539	青森・岩手・宮城
磐梯朝日	186,375	山形・福島・新潟
日光	114,908	福島・栃木・群馬
尾瀬	37,222	福島・栃木・群馬・新潟
上信越高原	148,194	群馬・新潟・長野
秩父多摩甲斐	126,259	埼玉・東京・山梨・長野
小笠原	6,629	東京
富士箱根伊豆	121,755	東京・神奈川・山梨・静岡
中部山岳	174,323	新潟・富山・長野・岐阜
妙高戸隠連山	39,772	新潟・長野
白山	49,900	富山・石川・福井・岐阜
南アルプス	35,752	山梨・長野・静岡
伊勢志摩	55,544	三重
吉野熊野	61,604	三重・奈良・和歌山
山陰海岸	9,006	京都・兵庫・鳥取
瀬戸内海	67,280	大阪・兵庫・和歌山・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・福岡・大分
大山隠岐	35,097	鳥取・島根・岡山
足摺宇和海	11,345	愛媛・高知
西海	24,646	長崎
雲仙天草	28,335	長崎・熊本・鹿児島
阿蘇くじゅう	73,017	熊本・大分
霧島錦江湾	36,605	宮崎・鹿児島
屋久島	24,566	鹿児島
奄美群島	42,196	鹿児島
やんばる	17,352	沖縄
慶良間諸島	3,520	沖縄
西表石垣	40,658	沖縄

※直轄要件に当てはまる事業に限り実施する

国指定鳥獣保護区 86地区(令和5年度はうち11地区で実施予定)

国際的又は全国的な鳥獣保護の見地から、その鳥獣の保護のため重要と認める区域を国が指定

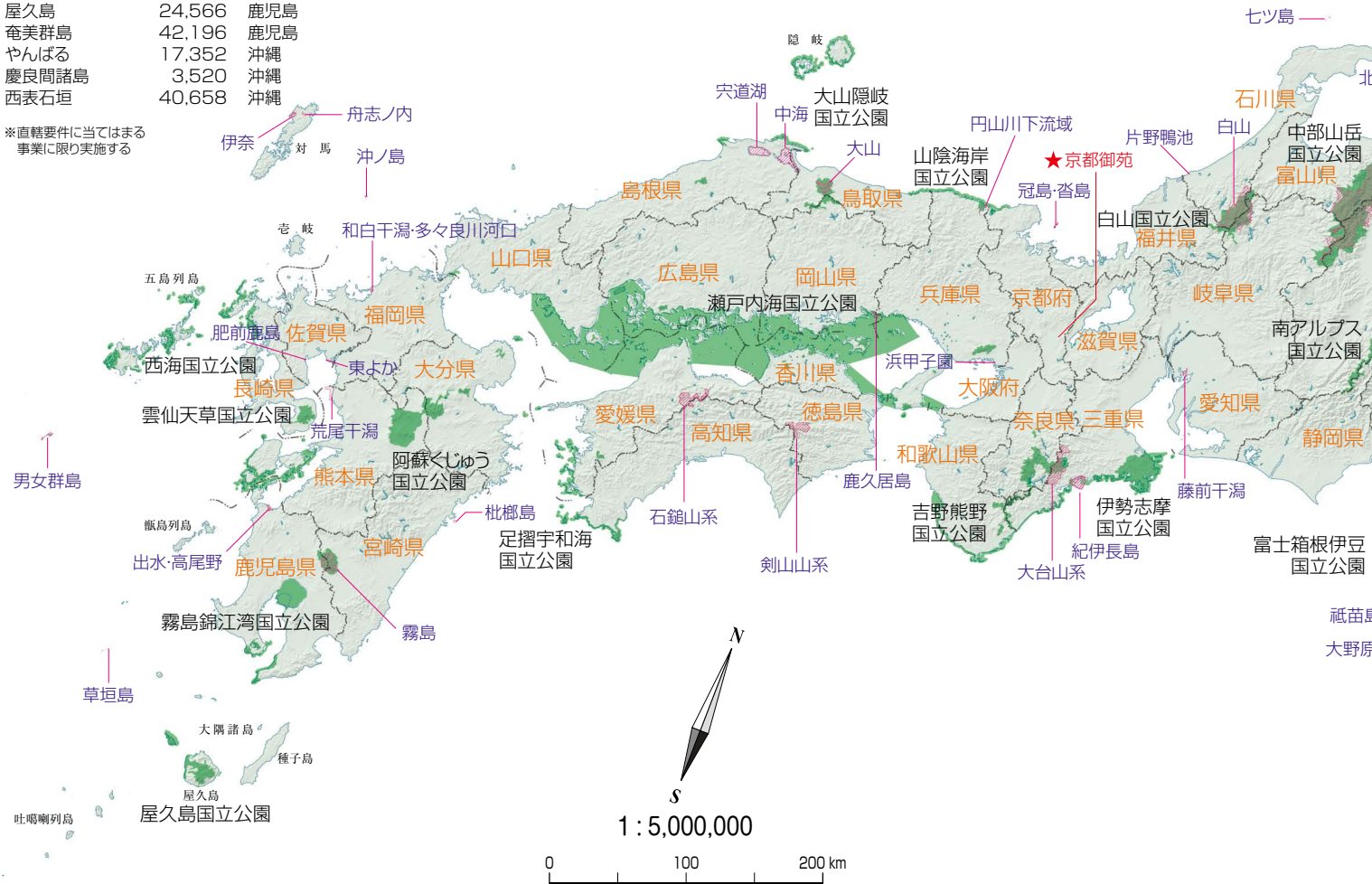
事業実施予定の区域
片野鴨池 石川

★ 国民公園等 4公園 面積:ha

歴史的雰囲気、美観、静穏を保持する庭園

皇居外苑	116	東京
京都御苑	65	京都
新宿御苑	58	東京
千鳥ヶ淵戦没者墓苑	2	東京

(令和6年3月末現在)



地方公共団体が 交付金事業として整備

自然環境整備交付金(国立公園整備事業)
自然環境整備交付金(国定公園等整備事業)
環境保全施設整備交付金(国立公園整備事業)

1 整備計画

自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るため交付金を活用し、事業を重点的かつ計画的に実施するための整備計画

- 作成主体：都道府県（関係市町村等と調整のうえ作成） ● 計画期間：3～5年
- ※各交付金ごと、各整備事業ごとに計画を作成

2 交付対象事業

交付金の対象となる事業は整備計画に位置づけられた次の事業

①国立・国定公園整備

公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、栈橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設*、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等

※国立公園において、地方自治体が所有する公園利用施設の国際化対応、老朽化対策のための施設整備について、その事業費の1/2を上限として支援

※国立公園整備については、動物繁殖施設は対象外

②国立公園及び国定公園区域外の整備

長距離自然歩道整備計画に基づく施設、生態系維持回復事業計画に基づく施設
平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生施設

※国定公園等整備事業として実施

③国立公園施設の長寿命化対策整備

個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設

(対象は上記①の国立公園整備に同じ)

※令和3年度以降は個別施設計画の策定については対象外

④自然公園施設に関する防災・減災対策(令和3年度～令和7年度)

①、②の対象施設のうち人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設

3 交付金を活用した整備事例

越後三山只見国定公園(新潟県)



栗駒国定公園(岩手県)



東海自然歩道(三重県)

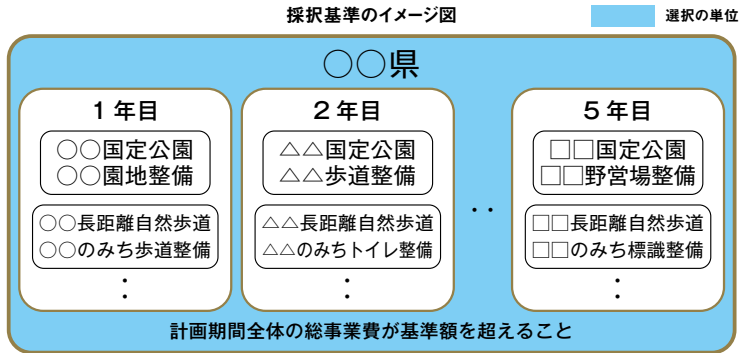


4 採択基準

自然環境整備交付金：計画期間（3～5年）における総事業費が40,000千円を超えるもの
 環境保全施設整備交付金：計画期間（3～5年）における総事業費が20,000千円を超えるもの

個々の事業に係る採択基準（最低事業費）は設定せず、計画期間（3～5年）における総事業費の規模についてのみ下限を設定

小規模な施設整備も交付金対象に含めることができるため、よりきめの細かい整備に対応することが可能



5 事業主体

整備計画に位置づけられた交付対象事業は、都道府県のみならず市町村も事業主体となって実施することが可能

- 整備計画に位置づけられた交付対象事業は、都道府県のみならず市町村も事業主体となって実施することが可能
- 市町村事業における都道府県と市町村の負担割合は、各地域・事業の実情を踏まえ、独自に設定が可能

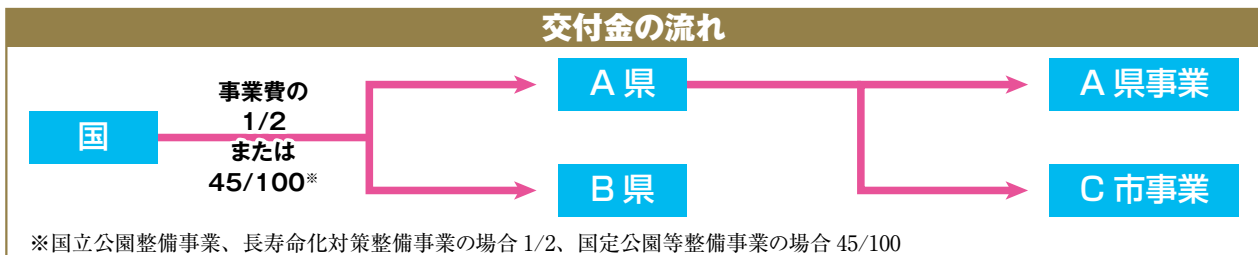
都道府県が関係市町村と十分調整することにより、地域の実情に応じた役割分担による柔軟な事業展開が可能

6 交付金の交付限度額

交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

- 交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能
- 都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能
- 年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能（年度間調整）
- 平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」を、都道府県（市町村）負担分として充当可能

地方の創意工夫を活かした自由度の高い事業展開と地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能



地方公共団体の交付金事業の対象地域

国立公園

各国立公園の名称等については8、9ページを参照

国定公園

58公園 1,494,468ha(国土面積の3.95%)

(令和5年3月末現在)

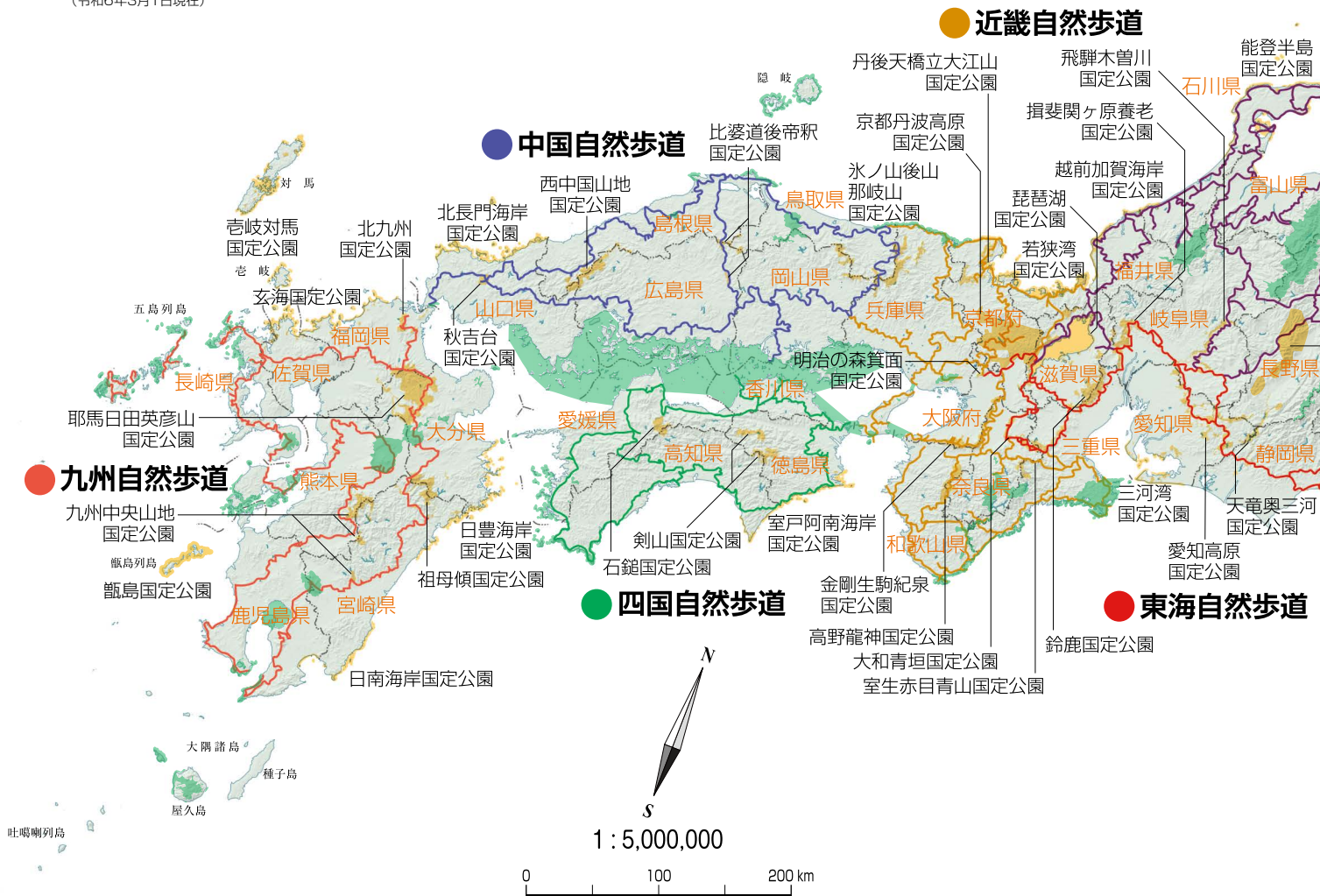
- ① 国立公園に準ずる自然の風景地
- ② 都道府県の申し出により国が指定
- ③ 公園計画は都道府県の申し出により国が決定

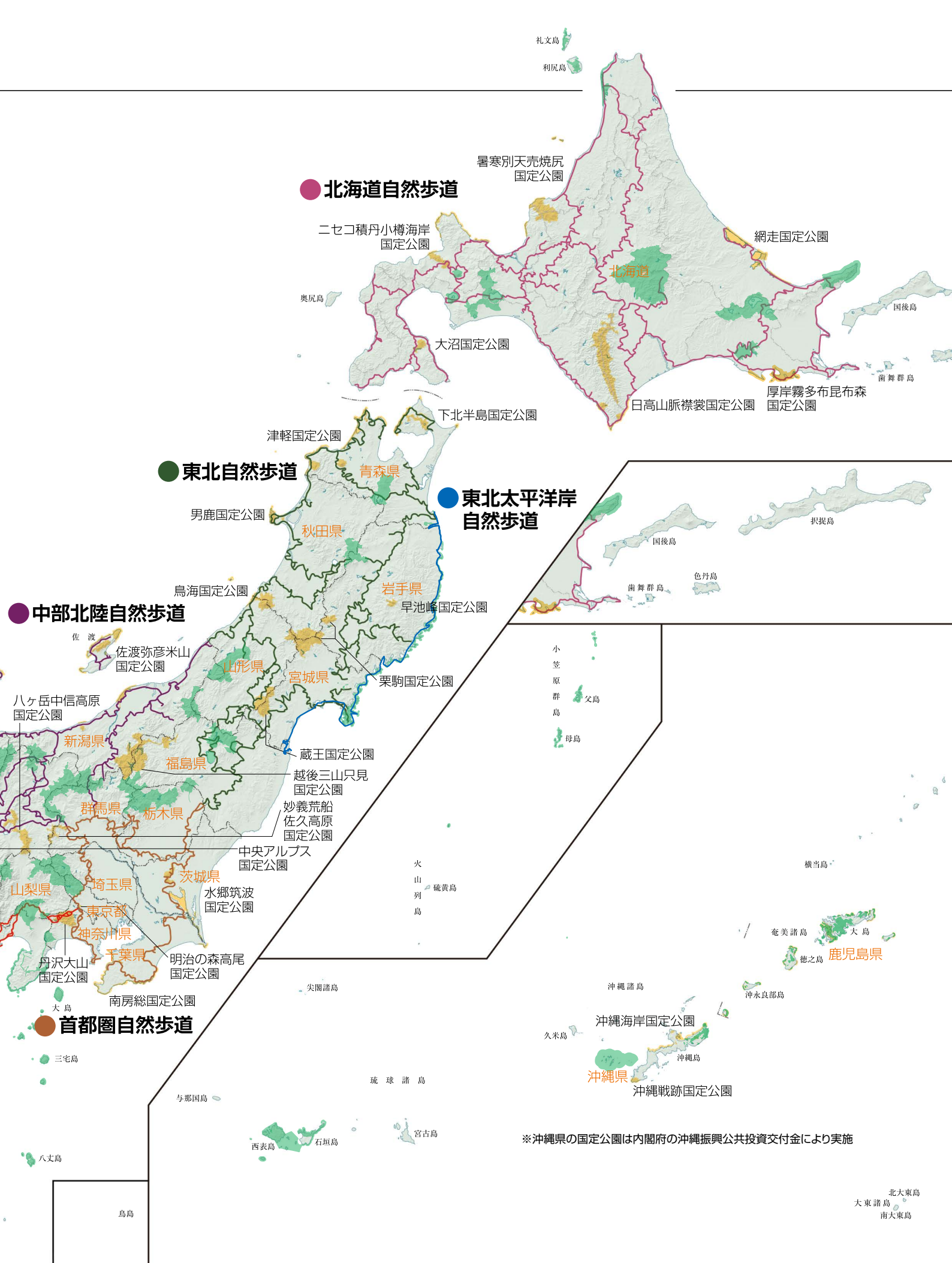
長距離自然歩道

- ① 自然公園や文化財を有機的に結ぶ自然歩道
- ② 都道府県の申し出により環境省が計画を決定

名称	整備年度	路線延長(km)	関係都道府県
● 北海道自然歩道	H15~	4,599.7	北海道
● 東北自然歩道(新奥の細道)	H2~H8	4,368.7	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
● 東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)	H26~R1	1,030.9	青森、岩手、宮城、福島
● 首都圏自然歩道(関東ふれあいのみち)	S57~S63	1,797.3	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
● 東海自然歩道	S45~S49	1,749.8	東京、神奈川、山梨、静岡、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、奈良、大阪
● 中部北陸自然歩道	H7~H12	4,092.0	群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀
● 近畿自然歩道	H9~H15	3,291.7	福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取
● 中国自然歩道	S52~S57	2,293.7	鳥取、島根、岡山、広島、山口
● 四国自然歩道(四国のみち)	S56~H1	1,645.4	徳島、香川、愛媛、高知
● 九州自然歩道(やまびこさん)	S50~S55	2,932.1	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
合計		27,801.3	

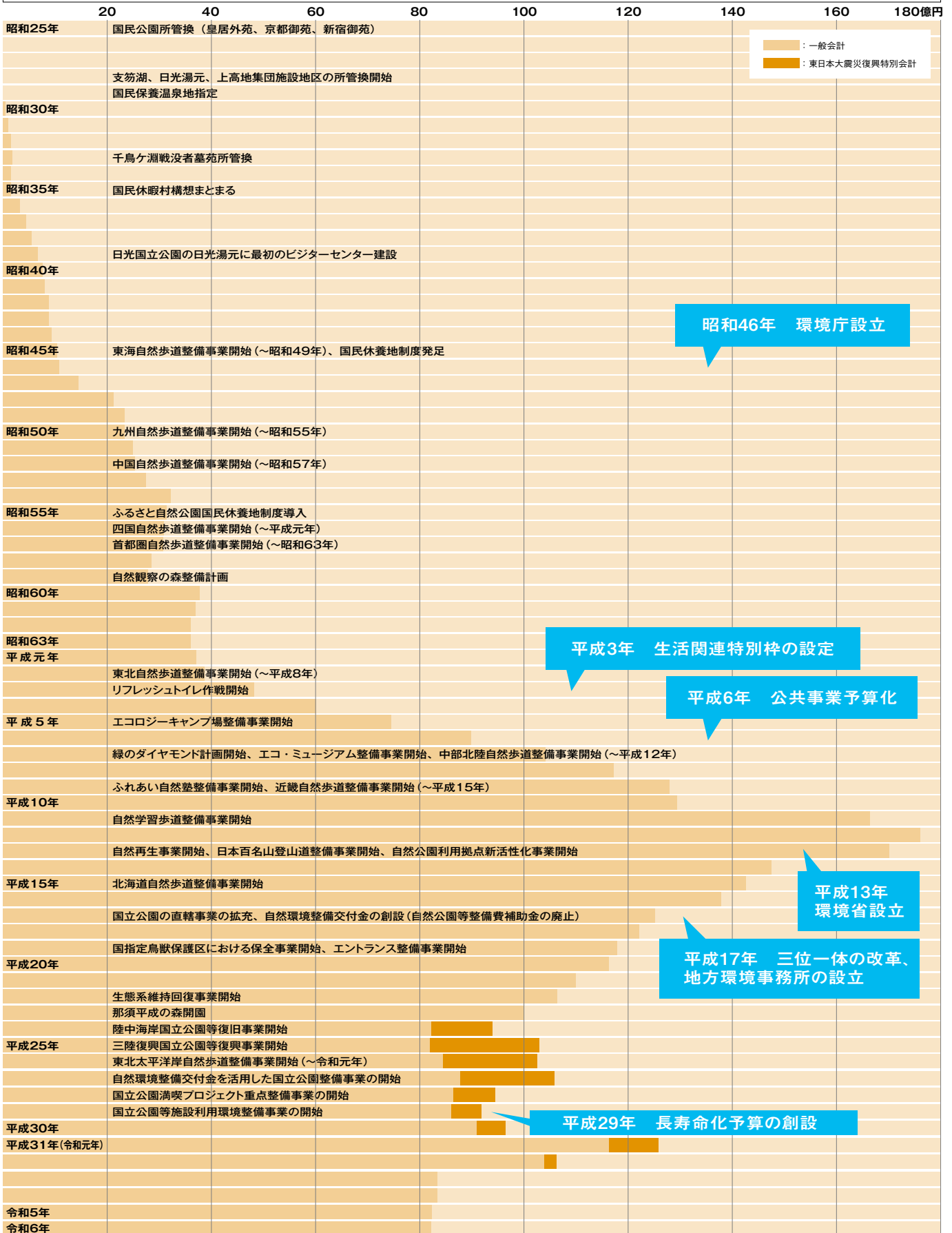
(令和6年3月1日現在)





自然公園等制度の変遷

自然公園等事業等の予算（当初）の推移



自然公園制度の沿革

昭和6年	国立公園法制定 ● 美的見地による公園の指定、 大風景の保護開発（観光による地域振興）		
昭和9年～	国立公園指定 ● 瀬戸内海、雲仙、霧島 ● 阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇 ● 十和田、富士箱根、吉野熊野、大山	平成17年	三位一体の改革に伴う 自然公園整備における国と 地方の役割分担の明確化 ● 国立公園の直轄事業の拡充 ● 自然公園等整備費補助金の廃止 ● 自然環境整備交付金の創設
昭和11年			
昭和24年	国立公園法改正 ● 特別保護地区制度、国立公園に準ずる 地域（国定公園）制度の創設	平成18年	外来生物への対応 ● 特別保護地区における動植物の 放出を新たに規制
昭和32年	自然公園法制定 ● 自然風景地の保護と利用 ● 国立公園、国定公園、都道府県立 自然公園制度（指定主体の明確化）	平成19年	● 第三次生物多様性国家戦略
昭和40年	観光ブームを背景とした観光道路建設と、 それに伴う自然破壊が問題化 自然公園における環境保全の 強化を図る法令の改正等	平成20年	● 生物多様性基本法の制定により、国家戦 略を法定化
昭和45年	● 海中公園制度の創設、 清潔の保持、指定湖沼制度の創設	平成21年	生物多様性の確保の充実を図る改正 ● 目的規定に保護と利用による「生物多様性 の確保」への寄与を追加 ● 海域公園地区制度の創設 ● 生態系維持回復事業制度の創設 ● 特別地域等における動植物の 放出等に係る規制の強化
昭和48年	● 普通地域の規制強化、 ゴルフ場を公園事業から削除	平成22年	● 生物多様性国家戦略2010 ● 生物多様性条約第10回締約国会議開催
昭和49年	● 特別地域の地種区分を規定 ● 自然保護憲章決定	平成24年	● 自然環境整備交付金の廃止 （地域自主戦略交付金へ移行） ● 生物多様性国家戦略2012-2020
昭和50年	● 国立公園内（普通地域を除く）に おける各種行為に関する審査指針策定	平成25年	● 自然環境整備交付金の創設 （地域自主戦略交付金の廃止）
平成2年	動植物に対する保護強化を図る改正 ● 動植物の殺傷及び損傷の制限、 車馬乗入れ規制の創設	平成27年	● 自然環境整備交付金を活用した国立公園 整備事業の開始
平成6年 平成7年	● 自然公園等事業の公共事業予算化 ● 生物多様性国家戦略	平成28年	● 国立公園満喫プロジェクトの開始
平成12年	地方分権への対応 ● 国立公園の許認可事務の直接執行化 （管理主体の明確化） ● 審査基準の法令化	平成29年	● 国立公園等施設利用環境整備事業の開始
平成14年	生物多様性の確保を図る改正 ● 新・生物多様性国家戦略 ● 責務規定に「生物多様性の確保」を追加 ● 利用調整地区、風景地保護協定、 公園管理団体の創設 ● 特別地域内の物の集積、 指定動物の捕獲、 指定区域への立入りを新たに規制	平成30年	● 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊 急対策の実施（～令和2年） ● 国際観光旅客税の創設
		令和3年	● 防災・減災、国土強靱化のための5か年加 速化対策の実施（～令和7年）
		令和4年	利用面の施設強化を図る改正 ● 自然体験活動促進計画制度の創設 ● 利用拠点整備改善計画制度の創設 ● 国立公園等の保全管理の充実

国立公園・国指定鳥獣保護区における直轄事業 自然環境整備交付金（国立公園整備事業） 環境保全施設整備交付金

問い合わせ先

北海道地方環境事務所	〒060-0808	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 3F 自然環境整備課 TEL 011-299-1956
釧路自然環境事務所	〒085-8639	北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎 4F 自然環境整備課 TEL 0154-32-7500
東北地方環境事務所	〒980-0014	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F 自然環境整備課 TEL 022-722-8202
関東地方環境事務所	〒330-9720	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 6F 自然環境整備課 TEL 048-600-0850
中部地方環境事務所	〒460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 自然環境整備課 TEL 052-955-2131
信越自然環境事務所	〒380-0846	長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 3F 自然環境整備課 TEL 026-217-1665
近畿地方環境事務所	〒530-0042	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎 4F 自然環境整備課 TEL 06-6881-6506
中国四国地方環境事務所	〒700-0907	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 11F 自然環境整備課 TEL 086-223-1556
九州地方環境事務所	〒860-0047	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟 4F 自然環境整備課 TEL 096-322-2414
沖縄奄美自然環境事務所	〒900-0022	沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎 1F 自然環境整備課 TEL 098-836-6400

国民公園等における直轄事業問い合わせ先

皇居外苑管理事務所	〒100-0002	東京都千代田区皇居外苑1-1 TEL 03-3213-0095
京都御苑管理事務所	〒602-0881	京都府京都市上京区京都御苑3 TEL 075-211-6348
新宿御苑管理事務所	〒160-0014	東京都新宿区内藤町11番地 TEL 03-3350-0152
千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所	〒102-0075	東京都千代田区三番町2 TEL 03-3262-2030

自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）問い合わせ先

環境省 自然環境局	〒100-8975	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 26F 自然環境整備課 TEL 03-5521-8281
-----------	-----------	---



令和6年3月発行

作成・監修

環境省 自然環境局 自然環境整備課
TEL：03-5521-8281（直通）

